

三菱UFJウェルスアドバイザーズ株式会社 会員規約

第1条 (会員)

- (1) 会員とは、本規約を承認のうえ、三菱UFJウェルスアドバイザーズ株式会社（以下「当社」という）に入会を申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。紹介者がいない場合は当社の定めによります。
- (2) 会員契約の有効期限は、当社または会員より文書で退会の意思表示がない限り、同一条件で継続するものとします。

第2条 (入会金、会費)

- (1) 会員は入会時に、所定の入会金を支払うものとします。
- (2) 会員は、所定の期日に所定の会費を支払うものとします。
- (3) 既納の入会金と会費は原則としてお返しいたしません。
- (4) 入会金と会費は、現金・口座振替にて支払うものとします。
- (5) 口座振替による支払いの場合、原則として入会月翌月の所定の日に入会金および会費を、翌年以降の該当月に会費を銀行を通じて請求するものとします。

第3条 (サービスの提供と手数料支払い)

- (1) 会員は、所定の手数料を支払うことにより、当社が提供するサービスを受けることができます。
- (2) 電話によりサービスを受ける場合は、会員氏名を通知いただくこととします。
- (3) 手数料の支払いはその都度又は一ヶ月分をまとめて請求いたします。
- (4) 相談料、提案料等の料金は銀行口座振替により引き落としいたします。引き落とし方法は第2条記載の方法に準じます。

第4条 (消費税)

入会金、会費及び手数料など当社がいただくすべての料金については消費税をお預かりいたします。

第5条 (会員資格の取り消し)

- (1) 次の項目のいずれかに該当する場合、本人の同意を得ることなく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ア) 会費の納入が、当社が請求後3ヶ月以内になされない場合
 - イ) 本規約の各条項に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反の事実が是正されない場合
 - ウ) 住所変更の届け出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡について困難と判断した場合
 - エ) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売の申立または破産、民事再生、会社更生の申立があった場合、もしくは清算に入った場合
 - オ) 支払停止、支払不能等の事由が生じた場合
 - カ) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - キ) その他、信頼関係が損なわれた場合等、当社が会員として不相当と判断した場合

- (2) 次の項目のいずれかに該当する場合、文書による通知を行うことにより会員資格を取り消すことができるものとします。

ア) 会員自らならびに自社の取締役、執行役および監査役が次のいずれかに該当した場合

- ・暴力団
- ・暴力団員
- ・暴力団準構成員
- ・暴力団関係企業
- ・総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等
- ・その他前各号に準ずるもの

イ) 会員自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為をした場合

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・委託事務に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ・その他前各号に準ずる行為

第6条 (規約の変更)

- (1) 当社は、以下の場合、本規約を変更することができるものとします。

ア) 本規約の変更が会員の一般の利益に適合する場合

イ) 本規約の変更が会員と当社との間の契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合

- (2) 当社は、本規約を変更するにあたり、変更を行う旨、変更後の契約内容および効力発生時期をホームページへの掲示その他の方法により会員に周知するものとします。

第7条 (届出事項の変更)

- (1) 会員は、当社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、口座振替等に関する事項について変更があった場合、所定の届出書により当社に届け出るものとします。
- (2) 会員が前項の届出を怠ったため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に会員に到着したものとみなします。

第8条 (退会)

- (1) 会員が退会する場合には、所定の届出書を届出るものとし、同時に当社に対する債務の全額を支払うこととします。
- (2) 会員は当社が前項の手続きを完了したと認めたとときをもって退会となります。
- (3) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または、会員の親族等から死亡した旨の連絡が当社にあったときは、退会があったものとします。

第9条 (合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社の諸契約に関する訴訟についての管轄裁判所を当社の本社所在地を管轄する裁判所とすることに同意することとします。

以上